

規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十七号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六項及び第五条第二項」を「第六項、第五条第二項及び第十条第二項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当に相当する報酬）

第二条の二 会計年度任用学校職員が、住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、勤務時間規則第二十條の規定により定められたその者の勤務時間（次条及び第四条第一項において「正規の勤務時間」という。）（休暇により勤務しない時間その他埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた場合には、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第四条第二項、第五条及び第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）第九条の八第二項に定める額とする。

第三条第一項中「勤務時間規則第二十條の規定により定められたその者の勤務時間（以下この条及び次条第一項において「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に、同条第二項中「埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第四条第二項中「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）」を「学校職員給与条例」に改める。

第五条第一項中「その者の報酬（条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。以下「基本報酬」という。）の月額」を「第二条第二項に規定する報酬の基本額、当該基本額に学校職員給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の

額の合計額」に、同条第二項中「その者の基本報酬の日額」を「第二条第三項に規定する報酬の基本額、当該基本額に学校職員給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額」に改める。

第八条第一項中「基本報酬」を「報酬（条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。この条、次条及び第十一条において「基本報酬」という。）」に改める。

第十条第二項の表を次のように改める。

報酬月額	号給
円	
335,000	1
345,000	2
355,000	3
360,000	4

第十条第五項中「会計年度任用学校職員の」の下に「在宅勤務等手当、」を加える。

第十一条第二項中「にあつてはその者」を「にあつては、その者」に、「第五条第二項に規定する額」を「、その者の基本報酬の日額を、一日当たりの勤務時間で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）」に改める。

別表第一を次のように改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

別表第 1（第 2 条関係）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	402, 822円	324, 853円	370, 681円	298, 897円	368, 552円	297, 072円	421, 579円

備考

- 1 この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 3 条の 2 に規定する非常勤の講師をいう。
- 2 この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第 4 条第 2 項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第 4 項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 3 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。